

# Press Release



和歌山労働局発表  
平成25年12月27日

担	和歌山労働局 労働基準部 健康安全課長 北田典之 課長補佐 福田真二
当	電話 073-488-1151 FAX 073-475-0113

## 平成25年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について ～和歌山県の事業場では3名が受賞～

○ 厚生労働省は優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長（※1）133名を、平成25年度「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰（※2）することを決定しました。

※1 「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長・作業長などと呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われています。

※2 顕彰基準は、別紙のとおりです。

○ 和歌山県の事業場では、次の3名の受賞が決定しました。

室 哲雄(むろ てつお) 和歌山市在住  
〈所属事業場〉関西電力(株)和歌山電力所 和歌山電力システムセンター (和歌山市)

垣内 陽次(かきうち ようじ) 有田郡湯浅町在住  
〈所属事業場〉東亜ドラム油業(株)和歌山事業所 (有田市)

前迫 政浩(まえさこ まさひろ) 奈良県五條市在住  
〈所属事業場〉(株)まえだ住宅設備 (橋本市)

○ 顕彰式典は、平成26年1月10日(金)に厚生労働省で開催する「あんぜんシンポジウム」の中で行われます。

## 安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

## 1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

## 2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

## 3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が10年以上あること
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上 の災害が発生していないこと
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること

## 4 顕彰の方法

顕彰は、受賞者に顕彰状及び徽章を授与して行う。